

許可番号00170160859号

## 特別管理産業廃棄物処分業許可証

北海道石狩市新港南三丁目703番34 住 所 合同会社ESG 代表社員 株式会社イーエスジーマネージメント 職務執行者 小原 隆史



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

これは、ホームページからの写しです。

北海道知事

鈴木 直道

許可の年月日

令和 6 年 (2024年) 3月12日

許可の有効年月日

令和13年(2031年)3月11日

- 1. 事業の範囲 焼却 (感染性産業廃棄物)。以下余白。
- 2. 事業の用に供するすべての施設
- (1) 施設の種類 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄 物の焼却施設

北海道空知郡上富良野町1056番27 設置場所

平成17年(2005年)3月24日 設置年月日

処理能力

(感染性産業廃棄物) 16.008t/日(24時間) 0.667t/時間

平成17年(2005年)3月14日 許可年月日

許可番号 上環生第3667号

(2) 施設の種類 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄 物の焼却施設

設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番35

平成17年(2005年)12月27日 設置年月日

処理能力

(感染性産業廃棄物) 21.144t/日(24時間) 0.881t/時間

許可年月日 平成17年(2005年)7月22日

許可番号 上環生第1392号

(3) 施設の種類 保管施設1 設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番27 面積 35. 43 m² 種類・感染性産業廃棄物。保管上限 85.03㎡

(4)施設の種類 保管施設2

設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番35

面積 17. 33 m<sup>2</sup>

種類・感染性産業廃棄物。保管上限 39.86㎡

(2頁へ続く)







(2 頁)

保管施設3 (5)施設の種類 北海道空知郡上富良野町1056番35 設置場所 面積 136.6 m² 種類・感染性産業廃棄物。保管上限 546.4㎡

(6) 施設の種類 保管施設4 設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番35 198.99m² 面積 種類・感染性産業廃棄物。保管上限 795.96㎡

3. 許可の条件 \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*

4. 許可の更新又は変更の状況 平成24年(2012年)10月16日

変更許可(焼却(廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、廃酸(pH2.0 以下のもの。)、廃アルカリ (pH12.5 以上のもの。)、特定有害産 業廃棄物 (廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロ ロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタ ン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン を含むもの。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上3種類は、鉛、 有機燐化合物、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチ レン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロ ロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チ ウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。)) の追加。)

平成27年(2015年) 3月19日 事業の一部廃止届出(焼却(廃油(揮発油類、灯油類、軽油類) 廃酸 (pH2.0 以下のもの。)、廃アルカリ (pH12.5 以上のもの。)、 特定有害産業廃棄物 (廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロ エチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロ ロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベ ンゼンを含むもの。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上3種類は、 鉛、有機燐化合物、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロ エチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロ ロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チ ウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。)) の削除。)

平成28年(2016年)10月26日 許可の更新 令和 3 年 (2021年) 8 月30日 許可の更新 令和 6 年 (2024年) 3 月 1 2 日 許可の更新

有 · 無 5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

(上川総合振興局)